

委員会提出議案第 1 号

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見
書の提出について

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書を別紙の
とおり提出するものとする。

平成 25 年 3 月 22 日提出

秦野市議会総務常任委員会
委員長 今 井 実

提案理由

建設業従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と被害拡大
を根絶する対策を強化し、アスベスト問題の早期解決を図るよう、国に意見書
を提出するものであります。

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベスト（石綿）被害は、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散により、現在でも多くの労働者、国民に広がっている。また、東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても被害の拡大が心配されている。

欧米諸国では被害者の多くが製造業従事者であるのに比べ、我が国の被害者の多くは建設業従事者である。これはアスベストが建築資材として活用され、さらに、国が建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベスト含有建材の使用を進めたことに大きな原因がある。

建設業界は重層下請構造等の問題もあり、建設業従事者は多様な労働条件のもとで多くの現場に従事することから、労働災害の認定にも困難が伴う上に、製造業などで支給される企業独自の上乘せ補償もない。

国は石綿健康被害救済法を成立させたが、内容は不十分なものであり、抜本的な改正が求められている。現在、建設業に従事していたアスベスト被害者は、国とアスベスト建材製造企業に対し、補償を求めて訴訟を起こしている。

したがって、国においては、建設業従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と被害拡大を根絶する対策を強化し、アスベスト問題の早期解決を図るよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣
国土交通大臣
環境大臣

秦野市議会議長 大野 祐 司